

赤い羽根共同募金・一般助成事業交付要綱

大山崎町共同募金委員会

1. 目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や、福祉団体が実施する事業を応援します。

2. 対象団体及び事業

大山崎町内で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人、自治会等の地域団体・福祉団体及びボランティア団体とし、赤い羽根共同募金運動に積極的に参加できる団体。ただし、上記団体が行う以下の事業については助成の対象外となります。

- ① 当該事業が、政治、宗教、労働組合等の運動のために、その手段として行われているもの
- ② 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該事業が実施できるもの
- ③ 営利のために行っているもの
- ④ 国又は地方公共団体が設置し、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるもの
- ⑤ 活動実績が一年以下の実行委員会が開催するもの（但し活動の継続が見込まれる団体で、会則・規程・要綱等のいずれかと3か年の事業計画書もしくは毎年度事業報告ができるものは対象とする）

3. 助成金額

助成金額は、1事業につき3万円を限度とし、申請内容を検討した上、決定する。

※1団体が複数の事業を申請することは可能、但し1団体の申請事業数は3事業を上限とする。

※助成金額は募金実績により上限に満たないこともある。

4. 対象経費

上記事業実施にかかる、会議費、事務費、備品購入費、交通費等その他事業実施に必要な経費。（備品購入については、活動の発展に役立つかどうかという観点から必要性及び使用頻度を考慮する。要見積書添付）

※ただし、飲食費、人件費は対象外とする。

※飲食費については、レクリエーション等で調理して交流する場合の材料については、材料費として計上し、加工品については助成対象外とする。

※経費に講師謝礼を含む場合、1事業の講師謝礼は申請総額の1/2を超えない額とする。

※経費に必ず自己資金を明示する。

5. 申請方法・事業実施期間

当該年度赤い羽根共同募金助成申請書を大山崎町社会福祉協議会HPからプリントアウト若しくは下記大山崎町社協窓口にて受け取り、必要事項を記入の上、本会へ提出するものとする。（原則持参）

【申請期間】

当該年度 4 月 21 日～当該年度 6 月 30 日※申請期限を過ぎた場合は受付できません。

【事業実施期間】

当該年度 4 月 1 日～当該年度 3 月 31 日までの実施事業について助成するものとする。

6. 助成の決定

大山崎町共同募金委員会審査委員会にて可否を決定し、助成決定通知書を交付する。

7. 事業の報告

助成事業完了後、赤い羽根共同募金助成事業報告書に必要事項を記載し、領収書の写し、事業の写真(複数)、事業のプログラムやチラシ等とともに、速やかに本会に提出するものとする。報告書の内容や写真は本会広報誌や共同募金 HP「はねっと」等に掲載される場合がある。

8. 助成の取消

助成事業の遂行が助成期間内に不可能と認められたとき、あるいは助成金が目的外に使用されたときは、助成金の取消又は助成金の返還を求める場合がある。また、余剰金が生じた場合は助成金を返還しなければならない。

9. 広報及び募金活動への参加

助成金を受けた団体は、事業名、もしくはプログラム・案内通知・広報等に「赤い羽根共同募金助成事業」と明記し、地域住民や事業参加者に赤い羽根共同募金助成事業であることを積極的に広報するものとする。

また、共同募金運動期間に行う事業やイベントの場において、募金活動に積極的に取り組むものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日より施行する。

●問い合わせ先●

大山崎町共同募金委員会〈事務局 大山崎町社会福祉協議会〉

〒618-0091 大山崎町字円明寺小字百々10-2

大山崎町福祉センターなごみの郷 1 階

TEL 075-957-4100 FAX075-954-4400

